津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と村田機械株式会社（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所有する施設を地域住民などの津波緊急避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第１条　乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波緊急避難所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	村田機械株式会社 伊勢事業所
所在地	三重県伊勢市下野町600番地10
所有者	村田機械株式会社
構造等	鉄骨造　４階建て
建築年月	平成20年６月
使用場所	Ｅ棟　２階・３階の会議室及び廊下
使用場所の面積	使用場所　合計　約530㎡

２　甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

３　乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難所としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第２条　対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、乙及び地域住民等が津波緊急避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第３条　甲及び地域住民は、対象施設を津波緊急避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第４条　施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第５条　甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が施設の一部を破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所

がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（施設の解錠）

第６条　対象施設の解錠は、乙の職員又は乙の指定する者が行うものとする。

（利用者責任）

第７条　乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所の表示、公開）

第８条　甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和４年７月21日

甲　三重県伊勢市岩渕１丁目７番29号
伊勢市
伊勢市長　鈴木　健一

乙　京都府京都市伏見区竹田向代町136
村田機械株式会社
伊勢事業所長　村田　三平